

大市総第0245号
令和5年2月16日

大 村 市 議 会 議 長
大 村 市 議 会 議 員
大村市各行政委員会委員長 殿
大 村 市 監 査 委 員
各 報 道 機 関

大村市長 園 田 裕 史

市議会定例会の招集について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第13号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月16日

大村市長 園田裕史

- 1 招集日時 令和5年2月24日（金） 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場

市議会定例会付議事件表

第 1 号議案	大村市個人情報保護に関する法律施行条例……………	(1)
第 2 号議案	大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	(6)
第 3 号議案	大村市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	(7)
第 4 号議案	大村市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例……………	(8)
第 5 号議案	大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例……………	(9)
第 6 号議案	大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	(1 2)
第 7 号議案	大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例……………	(1 4)
第 8 号議案	大村市奨学基金条例の一部を改正する条例……………	(1 6)
第 9 号議案	大村市事務分掌条例の一部を改正する条例……………	(1 7)
第 1 0 号議案	工事施行に関する基本協定の変更について……………	(1 8)
第 1 1 号議案	土地の売払いについて……………	(1 9)
報告第 1 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること について）……………	(2 1)
第 1 2 号議案	令和 4 年度大村市一般会計補正予算（第 1 0 号）	
第 1 3 号議案	令和 4 年度大村市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	
第 1 4 号議案	令和 4 年度大村市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	
第 1 5 号議案	令和 4 年度大村市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	
第 1 6 号議案	令和 4 年度大村市工業団地整備事業特別会計補正予算（第 1 号）	
第 1 7 号議案	令和 5 年度大村市一般会計予算	
第 1 8 号議案	令和 5 年度大村市モーターボート競走事業会計予算	
第 1 9 号議案	令和 5 年度大村市国民健康保険事業特別会計予算	
第 2 0 号議案	令和 5 年度大村市後期高齢者医療事業特別会計予算	
第 2 1 号議案	令和 5 年度大村市介護保険事業特別会計予算	
第 2 2 号議案	令和 5 年度大村市病院事業会計予算	
第 2 3 号議案	令和 5 年度大村市工業団地整備事業特別会計予算	
第 2 4 号議案	令和 5 年度大村市水道事業会計予算	
第 2 5 号議案	令和 5 年度大村市工業用水道事業会計予算	
第 2 6 号議案	令和 5 年度大村市下水道事業会計予算	
第 2 7 号議案	令和 5 年度大村市農業集落排水事業会計予算	

第1号議案

大村市個人情報保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(開示決定等の期限)

第3条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第4条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(費用負担)

第5条 法第89条第2項の規定による開示に係る手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（電磁的記録に記録されているときは実施機関が定める方法を含む。）を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第6条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、大村市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年大村市条例第3号）第1条に規定する大村市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(2) 前号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(実施状況の公表)

第7条 市長は、毎年、法及びこの条例の規定に基づく開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る実施状況を公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(大村市個人情報保護条例の廃止)

第2条 大村市個人情報保護条例（平成17年大村市条例第2号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第6条第3項、第7条第3項又は第8条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以

下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) この条例の施行前において指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

2 この条例の施行前に旧条例第13条、第24条又は第31条の規定による請求がされた場合における保有個人情報（旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報をいう。以下この条において同じ。）の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物で、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

(3) 第1項第3号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

5 前条の規定により旧条例の効力を失う前にした違反行為及び第2項の規定により

なお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(大村市手数料条例の一部改正)

第4条 大村市手数料条例（平成12年大村市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2の項中「大村市個人情報保護条例（平成17年大村市条例第2号）第22条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項」に改める。

(大村市情報公開条例の一部改正)

第5条 大村市情報公開条例（平成12年大村市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「起算して15日」を「14日」に改め、同条第3項中「満了する日の翌日から起算して」を「満了する日から」に改める。

(大村市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第6条 大村市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年大村市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び大村市個人情報保護条例（平成17年大村市条例第2号。以下「個人情報保護条例」を「、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び大村市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年大村市条例第 号。以下「法施行条例」に改める。

第2条中「個人情報保護条例第2条第1号」を「法施行条例第2条第2項」に改め、同条第2号及び第3号を削り、同条第4号中「個人情報保護条例第37条第1項」を「個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項」に改め、同号を同条第2号とし、同条に次の1号を加える。

(3) 法施行条例第6条に規定する事項

第6条第1項中「第4号」を「第2号」に、「個人情報保護条例第20条第1項、第28条第1項若しくは第35条第1項」を「個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項」に改め、「に係る保有個人情報の次に「（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）」を加える。

令和5年2月24日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

第2号議案

大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大村市国民健康保険条例（昭和34年大村市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条の2の規定は、施行日以後の出産について適用し、施行日前の出産については、なお従前の例による。

令和5年2月24日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の支給額を引き上げるため、この条例案を提出するものである。

第3号議案

大村市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

大村市福祉医療費の支給に関する条例（昭和48年大村市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「満15歳」を「満18歳」に改める。

第6条第3項中「満6歳」を「満15歳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第6条第3項の改正規定 令和5年10月1日

（準備行為）

2 この条例に基づく受給資格の認定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 改正後の第2条の規定は、令和5年4月1日以後の保険給付に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前の保険給付に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

4 改正後の第6条第3項の規定は、令和5年10月1日以後の保険給付に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前の保険給付に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

令和5年2月24日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

子どもに係る福祉医療費の支給対象者及び現物給付方式の対象者を拡大するため、この条例案を提出するものである。

第4号議案

大村市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

大村市子ども・子育て会議条例（平成25年大村市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月24日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

子ども・子育て支援法の改正に伴い、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第 5 号議案

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大村市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 7 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 7 条の 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれ

と同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びブザー等を用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

令和5年2月24日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、安全計画の策定等及び自動車を運行する場合の所在の確認に関する規定を追加する等の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

第6号議案

大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大村市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条

第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

令和5年2月24日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）等の改正に伴い、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第7号議案

大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大村市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感

染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2第1項から第3項までの規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

令和5年2月24日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の改正に伴い、安全計画の策定等及び自動車を運行する場合の所在の確認に関する規定を追加する等の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

第 8 号議案

大村市奨学基金条例の一部を改正する条例

大村市奨学基金条例（昭和 5 6 年大村市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。
第 5 条第 1 号中「大村市民又はその子女である」を「次のいずれかに該当する」に改め、同号に次のように加える。

ア 市内に住所を有すること。

イ 本人と生計を一にする者で市長が認めるものが市内に住所を有すること。

第 6 条第 1 号中「10,000 円」を「30,000 円の範囲内で規則で定める額」に改める。

第 8 条第 2 項中「及び」を「又はこれに代わる者として」に改める。

第 14 条中「経過した後」の次に「第 6 条第 1 号に規定する者にあつては貸与期間の 3 倍の期間内に、同条第 2 号に規定する者にあつては」を加え、「又は年賦」を「年賦その他の割賦」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 6 条の規定及び第 14 条の規定（同条に規定する奨学金の返還の期間に係る部分に限る。）は、施行日以後に奨学生の決定を受ける者に係る奨学金について適用し、施行日前に奨学生の決定を受けた者に係る奨学金については、なお従前の例による。

令和 5 年 2 月 24 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

奨学金の額等を改正するため、この条例案を提出するものである。

第9号議案

大村市事務分掌条例の一部を改正する条例

大村市事務分掌条例（昭和52年大村市条例第1号）の一部を次のように改正する。
第2条産業振興部の項第3号中「（新幹線に関することを除く。）」を削り、同条都市整備部の項第2号中「新幹線」を「新幹線関連整備」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月24日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

西九州新幹線の開業に伴い、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第10号議案

工事施行に関する基本協定の変更について

令和2年6月12日開催の大村市議会定例会において締結の議決を受け、その後、令和3年12月17日開催の大村市議会定例会において変更の議決を受けた「大村線竹松・諏訪駅間新大村（仮称）新駅他新設工事」に関する基本協定について、協定金額を次のとおり変更する。

変更前 601,351,000円

変更後 541,149,779円（60,201,221円の減額）

令和5年2月24日提出

大村市長 園 田 裕 史

第11号議案

土地の売払いについて

次のとおり土地を売り払う。

1 土地の所在地、種類及び面積

区画	所在地	種類	面積
1	大村市植松3丁目115番1の一部 大村市植松3丁目160番6の一部 大村市植松3丁目163番5の一部	宅地	4,520.48㎡
2	大村市植松3丁目160番2の一部 大村市植松3丁目160番5 大村市植松3丁目160番7 大村市植松3丁目160番12の一部 大村市植松3丁目199番2	宅地	6,605.60㎡
3	大村市植松3丁目160番2の一部 大村市植松3丁目160番12の一部	宅地	2,067.74㎡
4	大村市植松3丁目160番9の一部 大村市植松3丁目160番10の一部 大村市植松3丁目160番11の一部	宅地	4,566.28㎡
5	大村市植松3丁目160番9の一部 大村市植松3丁目160番10の一部 大村市植松3丁目160番11の一部 大村市植松3丁目160番12の一部	宅地	7,574.79㎡

注 上記の土地は全て、新大村駅周辺土地区画整理事業区域内にあり、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条に規定する換地処分により、区画ごとに一筆の土地となる予定である。

- 2 売払いの方法 随意契約
- 3 売払い価格 (1) 区画1及び3 368,367,145円
(2) 区画2及び4 624,653,326円
(3) 区画5 469,208,040円
- 4 売払いの相手方 (1) 区画1及び3 東京都港区虎ノ門2丁目10番4号
株式会社日本エスコン
代表取締役 伊藤 貴俊
(2) 区画2及び4 佐賀県佐賀市成章町6番5号

(3) 区画5

大和ハウス工業株式会社 西九州支店
支店長 滝川 祥弘
広島県広島市東区二葉の里3丁目3番1号
株式会社イズミ
代表取締役社長 山西 泰明

令和5年2月24日提出

大村市長 園 田 裕 史

報告第1号

専決処分の報告について

大村公園内の樹木の枝による自動車破損事故の被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年2月24日提出

大村市長 園田裕史

専決第1号

専 決 処 分 書

大村公園内の樹木の枝による自動車破損事故の被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年2月9日

大村市長 園 田 裕 史

- | | |
|------------|--|
| 1 損害賠償の額 | 115,676円 |
| 2 損害賠償の相手方 |  |

